

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第5条 年俸制特定教員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とし、当該期間を限度として、これを更新することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長(全学教員部会議にあつては国立大学法人京都大学教員選考規程(平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。)第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。)」とあるのは「組織の長(以下「組織の長」という。)」と、就業規則第15条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員休職規程(平成16年達示第77号。以下「休職規程」という。)第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。)、第21条、第22条、第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条第19号の規定は、これを準用しない。</p>	<p>(契約期間)</p> <p>第5条 } (同左)</p> <p>2・3 }</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 } (同左)</p> <p>2 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、総合生存学館、国際高等教育院又は高等研究院において雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>4 前項の規定は、当該雇用する年俸制特定教員が無期雇用教職員となった場合においては、これを適用しない。 （後 略）</p>	<p>3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、総合生存学館、国際高等教育院、<u>高等研究院又はオープンイノベーション機構</u>において雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>4 <u>前項の場合において雇用する年俸制特定教員の雇用年齢上限は、満70歳とし、当該雇用する年俸制特定教員の契約期間は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末日を超えることはできない。ただし、大学が特に認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>5 前2項の規定は、当該雇用する年俸制特定教員が無期雇用教職員となった場合においては、これを適用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和2年7月1日から施行する。</p>